

松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例

昭和48年3月17日

条例第4号

改正 平成7年3月29日条例第9号
平成9年6月25日条例第21号
平成13年3月23日条例第7号
平成14年9月20日条例第22号
平成18年9月19日条例第25号
平成21年9月28日条例第13号
平成24年3月23日条例第5号
平成25年6月20日条例第21号
平成28年3月15日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人、その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）その他規則で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定に基づき、国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

（助成を受ける資格）

第3条 次条第1項に規定する子どもはぐくみ医療費の助成の対象となる者

（以下「助成対象者」という。）は、松茂町の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である子ども（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。）

（以下「対象子ども」という。）の保護者でなければならない。

（子どもはぐくみ医療費の助成）

第4条 松茂町は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費は支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（支給の方法）

第5条 松茂町は、対象子どもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、子どもはぐくみ医療費と

して助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を助成対象者に代り、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費の支給があったものとみなす。
- 3 松茂町は、第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を、徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償と調整)

第6条 町長は、助成対象者が当該対象子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子どもはぐくみ医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子どもはぐくみ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により子どもはぐくみ医療費の支給を受けた者に対し、当該子どもはぐくみ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 子どもはぐくみ医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年条例第9号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第21号)

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第22号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第25号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第13号）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第21号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成9年9月1日

規則第9号

改正 平成10年7月1日規則第11号
平成13年3月23日規則第3号
平成14年9月24日規則第27号
平成18年6月21日規則第24号
平成20年2月1日規則第1号
平成20年2月29日規則第22号
平成21年3月27日規則第5号
平成21年9月28日規則第17号
平成24年4月11日規則第10号
平成25年7月1日規則第12号
平成27年12月24日規則第26号
平成28年3月15日規則第3号

松茂町乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和51年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4項の規則で定める法令）

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （条例第2条第5項の規則で定める医療）

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次の各号に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第2項に規定する療育医療
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業
- (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に規定する災害共済給付
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助

第4条及び第5条 削除

（条例第4条第1項に規定する額）

第6条 条例第4条第1項に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に対し定める額とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成者が負担することになる費用が次の額に満たないときは、当該金額とする。

- (1) 入院に係る医療費 満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円
 - (2) 通院に係る医療費 満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円
- （子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請）

第7条 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に町長が必要とする書類を添付して町長に提出するものとする。

- 2 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

（子どもはぐくみ医療費受給者証の交付）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、子どもはぐくみ医療費受給者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の6月30日までとする。ただし、対象子どもが、12歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。
- 3 受給者証の有効期間を更新しようとする者は、6月1日から同月30日までの間に、受給者証交付申請書（様式第1号）に町長が必要とする書類を添付して松茂町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から1年とする。ただし、対象子どもが、12歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。
- 5 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付の申請）

第9条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
 - (2) 対象子どもの氏名及び生年月日
 - (3) 再交付申請の理由
 - (4) 受給者証の番号
- 2 前項の申請が受給者証を破り、又はよごしたことによるものであるときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。
- (受給者証の変更届)

第10条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に、変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
 - (2) 対象子どもの氏名
 - (3) 住所
 - (4) 加入社会保険名
- 2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。
- (受療の手続)

第11条 受給者は、医療を受けようとする際、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 被保険者証又は組合員証
- (2) 受給者証

(受給者証の返還)

第12条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったときその他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第13条 松茂町長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費を支給するものとする。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、松茂町長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により子どもはぐくみ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、子どもはぐくみ医療療養費請求書(様式第3号)に保健医療機関等が発行する領収書その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第14条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

- (1) 健保第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健保第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、松茂町長が特に認めたもの

(第三者の行為による被害の届出)

第15条 子どもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに、松茂町長に届け出なければならない。

(子どもはぐくみ医療台帳)

第16条 町長は、子どもはぐくみ医療費の助成について子どもはぐくみ医療台帳(様式第4号)を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。ただし、子どもはぐくみ医療台帳に記載すべき事項を電子計算

機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行い得る場合については、子どもはぐくみ医療台帳の作成を省略することができる。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第27号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第24号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付され、規則施行後の所得制限を超えない受給者の受給者証の有効期間は、平成19年6月30日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、満7歳の誕生日の前日の属する月の末日を超えることはできない。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第22号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 平成20年2月1日前に行われた乳幼児等医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

2 この規則の施行前に交付され、規則施行後の所得制限を超えない受給者の受給者証の有効期間は、平成22年6月30日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児等が、9歳に達する日以後の最初の3月31日をこえることはできない。

附 則（平成24年規則第10号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第26号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第8条関係)

保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決 裁					受 付	年 月 日
					何	年 月 日
					決 定	年 月 日
受 給 資 格 要 否					発 行	年 月 日
要・否(理由)					加 入 保 険	国 保 ・ 被 用 者
					附 加 給 付 の 有 無	
前年又は前々年の所得額				円	受 給 者 証 番 号	

注 上欄は、記入しないこと。

㊦ 子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書 年 月 日 松 茂 町 長 殿 申請者 住所 松茂町 この申請に関するものに限り税務課の 税務資料の閲覧に同意します。						
		氏名 個人番号 (電話 —)		㊦		
子 ど も	ふりがな		男女の別	男 ・ 女		
	氏 名 個人番号		生年月日	年 月 日		
加 入 保 険	記 号 番 号		保 険 者 名			
	所 在 地		附 加 給 付 の 給 付 基 準			
主として生計を維持する親権者(続柄)						
ふりがな		生年月日		年 月 日		
氏 名 個 人 番 号						
扶 養 親 族 数	人		職 業			
勤 務 先	(電話 —)		年 所 得	円		

注 申請書を提出する場合は、被保険者証又は組合員証を持参すること。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">受給者のみなさんへ</div>
<p>1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分(入院時食事療養費分を除く。)を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持して下さい。</p> <p>2 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出して下さい。</p> <p>3 入院時食事療養費の自己負担金(標準負担金)については、市町村からの払い戻しはありません。</p> <p>4 有効期限を経過したりその他受給資格を失ったときは、この証は、使用できませんから、すみやかに町長に返して下さい。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けて下さい。</p> <p>5 氏名、居住地及び保険証の内容等に変更があったときは14日以内に町長にその旨を届け出て下さい。</p> <p>6 受給者証を更新しようとする者は、6月1日から同月30日までに、受給者証交付申請書に被保険者証又は組合員証を添えて、申請してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">医療機関の方へ</div>
<p>1 この証を持参している者は、子どもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を除く医療保険の自己負担分が市町村より助成されます。</p> <p>2 この証を持参している者に医療保険の自己負担が発生した際には、入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を領取り、それ以外の自己負担分については、国保連合会等へ請求手続きを行って下さい。</p>

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;"> ⊕ 子どもはぐくみ医療費受給者証 </div>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公費負担者番号</td> <td style="text-align: center;">4 5 3 6 0 2 3 7</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受給者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども</td> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効期限</td> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>まで</td> </tr> </table>	公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7	受給者番号		受給者	住所		ふりがな氏名		子ども	生年月日		ふりがな氏名		有効期限	生年月日		から	まで
公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7																		
受給者番号																			
受給者	住所																		
	ふりがな氏名																		
子ども	生年月日																		
	ふりがな氏名																		
有効期限	生年月日																		
	から	まで																	
松茂町長																			

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">受給者のみなさんへ</div>
<p>1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で 通院の場合は、1ヶ月、1医療機関(1科)あたり600円まで 入院の場合は、入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額) を支払うことで受診することができる証ですから大切に保持して下さい。</p> <p>2 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出して下さい。</p> <p>3 有効期限を経過したりその他受給資格を失ったときは、この証は、使用できませんから、すみやかに町長に返して下さい。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けて下さい。</p> <p>4 氏名、居住地及び保険証の内容等に変更があったときは14日以内に町長にその旨を届け出て下さい。</p> <p>5 受給者証を更新しようとする者は、6月1日から同月30日までに、受給者証交付申請書に被保険者証又は組合員証を添えて、申請してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">医療機関の方へ</div>
<p>1 この証を持参している者は、子どもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担金のうち、 ○通院：1レセプト600円までを除く医療費の自己負担分が市町村より助成されます。 ○入院：入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を除く医療費の自己負担分が市町村より助成されます。</p> <p>2 この証を持参している者については、 ○通院時には1レセプトあたり600円まで ○入院時には入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を窓口で領収し、それ以外の自己負担分については、国保連合会等へ請求手続きを行って下さい。</p>

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">⑦ 子どもはぐくみ医療費受給者証</div>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公費負担者番号</td> <td style="text-align: center;">4 5 3 6 0 2 3 7</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td></td> </tr> </table>	公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7	受給者番号								
公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7										
受給者番号											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">受給者</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	受給者	住所			ふりがな氏名				生年月日		
受給者		住所									
	ふりがな氏名										
	生年月日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">子ども</td> <td style="width: 15%;">ふりがな氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	子ども	ふりがな氏名			生年月日						
子ども		ふりがな氏名									
	生年月日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有効期限</td> <td style="text-align: right;">から まで</td> </tr> </table>	有効期限	から まで									
有効期限	から まで										
松 茂 町 長											

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">受給者のみなさんへ</div>
<p>1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で 通院→ 1ヶ月、1医療機関(1科)あたり600円まで 入院→①1ヶ月、1医療機関(1科)あたり600円まで ②入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額) を支払うことで受診することができる証ですから大切に保持して下さい。</p> <p>2 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)を添えてこの証を必ず窓口へ提出して下さい。</p> <p>3 有効期限を経過したりその他受給資格を失ったときは、この証は、使用できませんから、すみやかに町長に返して下さい。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けて下さい。</p> <p>4 氏名、居住地及び保険証の内容等に変更があったときは14日以内に町長にその旨を届け出て下さい。</p> <p>5 受給者証を更新しようとする者は、6月1日から同月30日までに、受給者証交付申請書に被保険者証又は組合員証を添えて、申請してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">医療機関の方へ</div>
<p>1 この証を持参している者は、子どもはぐくみ医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担金のうち、 ○通院：1レセプト600円までを除く医療保険の自己負担分が市町村より助成されます。 ○入院：1レセプト600円と入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を除く医療保険の自己負担分が市町村より助成されます。</p> <p>2 この証を持参している者については、 ○通院時には1レセプトあたり600円まで ○入院時には1レセプトあたり600円と入院時食事療養費の自己負担金(標準負担額)を窓口で領収し、それ以外の自己負担分については、国保連合会等へ請求手続きを行って下さい。</p>

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">⑦ 子どもはぐくみ医療費受給者証</div>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公費負担者番号</td> <td style="text-align: center;">4 5 3 6 0 2 3 7</td> </tr> </table>	公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7						
公費負担者番号	4 5 3 6 0 2 3 7							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">受給者番号</td> </tr> </table>	受給者番号							
受給者番号								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">受給者</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">住</td> <td style="width: 60px;">所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふりがな氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生</td> <td colspan="2">年月日</td> </tr> </table>	受給者	住	所	ふりがな氏		生	年月日	
受給者		住	所					
	ふりがな氏							
生	年月日							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">子ども</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">ふりがな氏</td> <td style="width: 60px;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生</td> <td colspan="2">年月日</td> </tr> </table>	子ども	ふりがな氏	名	生	年月日			
子ども		ふりがな氏	名					
	生	年月日						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">有効期限</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">から まで</td> </tr> </table>	有効期限		から まで					
有効期限		から まで						
松茂町長								

様式第3号(第13条関係)

㊦ 子どもはぐくみ医療療養費請求書

年 月 日

松茂町長 殿

(請求者) 住所
氏名 ㊦

(電話 ー)

松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき子ども医療療養費としてつぎのとおり請求します。

子ども医療療養費請求額	一金 円也		
受 療 区 分	入院・外来・食事・コルセット等		
受 療 年 月	年 月 分		
受療者	加入保険	被保険者名	
受給者証番号		保険証記号番号	
氏名		保 險 者 名	
生年月日	年 月 日		

助成算定額

一部負担金額	附加給付額	円	助成決定額
円	-	円	= 円
	療養費支給額	円	

一金
上記請求による子ども医療療養費を領収しました。
年 月 日
松茂町長 殿
氏名 _____ 印

上記請求による子ども医療療養費を下記の預金口座に振込を依頼します。

口座振替先	銀行	支店	当・普 番号
-------	----	----	--------

- 注 1 医療機関等で発行された領収書を添付して下さい。
- 2 治療用装具等について保険給付のある場合には「療養費支給証明書」を添付してください。

様式第 1 号 (第 7 条、第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 13 条関係)

様式第 4 号 (第 16 条関係)